



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.223 2023年04月03日

台湾特許法施行細則の一部の改正について

今般、台湾特許庁は特許法施行細則(第17条及び第28条)を改正し2023年05月01日より施行することになりました。

主な改正点を次のとおり、ご案内申し上げます。

記

1. 生物材料の寄託機関による証明書類に生存証明が必要になる。
2. 分割出願の明細書について原出願(親出願)の出願時の明細書内容と完全一致しない場合は差異部分に下線又は削除線で引いた頁を添付するとともに申請書をもって説明することが義務付けられる。

以上

(出典:台湾特許庁)